

青森県協同農業普及事業外部評価実施要領

(趣旨)

第1 青森県協同農業普及事業の実施に関する方針第2の2の(4)に基づき、より農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制について、外部評価を実施し、評価委員の幅広く客観的な視点から評価を受けるとともに、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図るものである。

(外部評価の対象)

第2 外部評価の対象は、次のとおりとする。

(1) 主要な普及指導計画

各農林水産事務所が作成する重点普及指導計画の成果目標の達成状況等

(2) 普及指導活動の体制

組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等

(外部評価委員会の設置)

第3 農林水産部長は、評価を受けるため、青森県協同農業普及事業外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を設置する。

2 外部評価委員会は、委員6名以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる関係者の中から農林水産部長が選任して委嘱する。

- (1) 先進的農業者
- (2) 若手・女性農業者
- (3) 農業関係団体の役職員
- (4) 消費者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 民間企業の役職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外部評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(外部評価委員会の開催)

- 第4 外部評価委員会は、農林水産部長が招集する。
- 2 外部評価委員会の開催は、原則として毎年度1回とする。
 - 3 外部評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
 - 4 委員長は、会議の議長となる。
 - 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(評価対象の計画の選定)

- 第5 当該年度の外部評価の対象とする重点普及指導計画は、原則として設定期間の終期が次年度以降になっているものとする。
- 2 各農林水産事務所長は、おおむね3年に1回は全ての重点普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

(評価結果を踏まえた計画の改善)

- 第6 各農林水産事務所長は、評価結果を次年度以降の重点普及指導計画に反映させることとし、農林水産政策課、関係課、地方独立行政法人青森県産業技術センターと協議しながら重点普及指導計画の改善策を作成する。
- 2 改善策の次年度以降の重点普及指導計画への反映状況については、次年度の外部評価委員会で報告する。

(評価結果等の公表)

- 第7 農林水産政策課長は、原則として外部評価を行った年度に、評価結果及び重点普及指導計画の改善策を県のホームページ等で公表する。

(庶務及び経理)

- 第8 外部評価の庶務及び経理は、農林水産政策課が行う。

(その他)

- 第9 この要領に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月28日から施行する。